平成２５年（フ）第６１号
大阪市東成区大今里西３丁目11番９号
債務者　長戸　健司
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７３号
大阪市平野区喜連東５丁目１番49―402号、前住所大阪府枚方市星丘１丁目20番10―101号
債務者　篠﨑　勝雄
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１９号
神戸市東灘区御影山手２丁目22番20―205号、申立時の住所大阪市中央区谷町４丁目４番15―904号　浅沼谷町マンション
債務者　黒石　文平
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９８号
大阪府高槻市三島江４丁目19番９号
債務者　片野　大地
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２４号
大阪府東大阪市加納６丁目８番29号　ハイツエンブレム201号
債務者　堀川　建治
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２５号
大阪府東大阪市加納６丁目８番29号　ハイツエンブレム201号
債務者　堀川　由子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３０号
大阪市旭区中宮１丁目11番２―1005号
債務者　阿南　　一
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３１号
大阪市旭区中宮１丁目11番２―1005号
債務者　阿南三枝子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５３号
大阪府交野市星田６丁目26番２―401号
債務者　藤本　理香
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０２号
大阪市此花区酉島１丁目５番１―601号
債務者　山内　美樹
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８５号
大阪府豊中市上津島２丁目17番15―103号、前住所大阪府豊中市上津島２丁目18番４号
債務者　宮下　　豊
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０７号
大阪府寝屋川市堀溝北町19番６号
債務者　岩田　輝雄
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０８号
大阪府寝屋川市堀溝北町19番６号
債務者　岩田　弘美
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１号
広島県福山市伊勢丘７丁目11番10号、旧住所香川県坂出市久米町２丁目12番53号
債務者　佐藤　隆英
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１８号
広島県福山市新涯町１丁目30番６号、旧住所広島県福山市新涯町１丁目18番５号　しんがいセントラルハイツＡ103
債務者　塩川　美樹
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１９号
広島県福山市水呑町3495番地４　アプリコットハウス102
債務者　藤田　宏明
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２４号
広島県福山市加茂町字北山442番地４、旧住所広島県福山市東深津町１丁目17番２号
債務者　森脇　　彩（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係